改正案

現 行

目次

第1章~第4章 省略

第5章 雑則(<u>第41条・第42条</u>)

附則

(職員)

第26条 省略

- 2 省略
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学<u>若しくは大学院において</u>、心理学を<u>専修する学科、研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4~6 省略

第5章 雜則

(電磁的記録)

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

<u>第42条</u> 省略

目次

第1章~第4章 省略 第5章 雑則(<u>第41条</u>) 附則 (職員)

第26条 省略

- 2 省略
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学<u>の学部で</u>、心理学を<u>専修する学科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4~6 省略

第5章 雑則

(委任)

<u>第41条</u> 省略